

議案第四号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「この項並びに」を「この項、」に、「以下同じ。」で当該子の親であるもの」を「）又は職員と性別が同一であつて当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として任命権者が認める者（以下「配偶者等」という。）」に改め、同条第二項中「、配偶者」を「、配偶者等」に改め、「親族」の下に「（届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は職員と性別が同一であつて当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として任命権者が認める者の親族を含む。）」を加え、「この項並びに」を「この項、」に、「以下同じ。」で当該子

の親であるもの」を「）又は職員と性別が同一であつて当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として任命権者が認める者（以下「配偶者等」という。）」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第九条の二第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の深夜における勤務の制限に係る請求について適用し、施行日前の深夜における勤務の制限に係る請求については、なお従前の例による。

##### （施行前の準備）

3 改正後の条例第九条の二第二項の規定による介護を行う職員の深夜における勤務の制限に係る請求、改正後の条例第九条の三第二項又は第九条の四第二項の規定による要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に係る請求、改正後の条例第十六条第一項の規定による介護休暇（改正後の条例第十五条第一項に規定するものを除く。）に係る請求及び改正後の条例

第十六条の二第一項の規定による介護時間に係る請求は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

職員の誰もが働きやすい職場づくりを推進することに伴い、深夜勤務の制限を請求することができ、職員の範囲を変更するため、本案を提出いたします。